

(仮称) 吹田千里丘計画に係る環境影響評価準備書に対する
市長の準備意見書

平成21年6月22日

吹 田 市

本市は、環境基本条例に基づく第2次環境基本計画（平成21年度～29年度）を策定し、市の望ましい環境像を「みどりと水 光と風 地域をはぐくみ地球をまもる環境世界都市すいた」として、温室効果ガス排出量削減目標である「2050年度を目標年に1990年度比75%削減」の実現に向けて全力で取り組んでいるところである。それには、市民、事業者とのパートナーシップが不可欠であると同時に、特に大規模開発を実施しようとする事業者は、社会的な責務として開発地域に限らず周辺地域全体への影響をも考慮し、持続可能な「まちづくり」に積極的に協力しなければならない。

本事業は、近年急速に進行する集合住宅開発による人口増により、都市施設をはじめ公共施設に既に大きな負荷が生じている千里丘地域で計画する大規模な住宅開発事業である。当該地域は、住宅に囲まれた緑豊かな丘陵の斜面地であり、周辺には複数の教育施設が存在し一部が計画地に隣接していることが計画地の特性となっている。

事業者は、これらの特性を考慮し、特に隣接する教育施設との情報交換を密にしながら、十分な環境保全措置を講じることで環境への影響を最小限に止めるよう努めなければならない。

本市は事業者に対して、本意見書により求めた意見を尊重し、誠意を持って可能な限りの環境対策を講じることを、今後市に提出する環境影響評価書において明らかにするよう求めるものである。

大気汚染

- 1 使用する建設機械については、最新の国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を採用すること。
- 2 最新の国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を採用した場合での予測・評価を行うこと。
- 3 工事中の二酸化窒素の濃度については、他の複合的影響も含め一時間値についても予測し、可能な限り予測数値が0.1ppmを超えないよう建設機械の稼動計画を立てること。
- 4 周辺への影響が懸念されるような気象条件が発生した場合は、工事範囲や規模に適切な配慮を講じること。
- 5 工事関係車両については、最新の低公害対策車両を使用すること。
- 6 工事関係車両の車種構成に配慮することにより、工事関係車両主要走行ルート周辺への環境負荷の低減を図ること。
- 7 運行を予定している貸切バスの車種については、大気汚染物質排出量の少ない低公害車を採用すること。
- 8 工事中の大気汚染について、事後監視の対象とすること。
- 9 建設機械の稼動予定により各地域の工事のピーク時を明らかにし、当該時期に環境測定を実施すること。

水質汚濁

- 10 下流域の生態系や周辺的生活環境に負担を生じさせることのないよう、土地の形質変更等に伴い発生する濁水は、必要十分な沈砂池を設ける等により適切な処理をした後、公共下水道に放流すること。また、降雨時に濁水が流出しないよう適正に管理すること。

騒音

- 11 文部科学省は、生徒等の健康の保持増進を図るために「学校環境衛生の基準」(平成4年6月体育局長裁定)により教育施設の望ましい環境の判定基準を示している(教室内の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、窓を閉じているときは50dB以下、窓を開けているときは55dB以下)。

事業者が予測した、事業地に隣接する教育施設の工事中の等価騒音レベルは、工事最盛期において安全側で予測したものとはいえ、この判定基準を上回るものであった。

同判定基準は、開発行為に対して規制的に適用すべき基準として定められたものではないものの、教育施設に隣接して実施される本事業においては、その趣旨を尊重し、特に工事中において周辺環境に対する細心の配慮がなされなければならない、事業者は準備書で示している環境の保全のための措置に加えて、下記の措置を講ずる必要がある。

- (1) 教育施設に近接する区域で使用する建設機械については、最新の低騒音型建設機械とすること。
 - (2) 可能な限り、最新の低騒音型建設機械の採用割合を高めること。また、最新の低騒音型建設機械を使用した場合の低減効果について予測を行うこと。
 - (3) 工事中は遮音性能の高い仮囲を設置するとともに、遮音壁を設置する予定としている部分については、工事計画を調整し先行的に設置すること。
 - (4) 工事実施に先立ち、隣接する教育施設と協議を行い、授業への影響を最小限にとどめるよう、工事の時期や時間帯を調整し設定すること。
 - (5) 着工後、定期的に及び教育施設から要請があった場合には、教室内の騒音レベルを測定し、実測値が判定基準を上回り授業に支障が生じる事態が発生した場合は、速やかに工事方法を見直すこと。なお、工事方法見直しによっても改善されない場合は、追加の保全措置を講ずること。
- 12 事業者が設置を予定している防音壁の場所、設置時期及び仕様については、事業計画が確定した時点で市と十分協議を行い、その指導に従って決定すること。
 - 13 供用後の騒音について、事後監視の対象とすること。

- 14 工事中の環境監視については、建設機械の使用計画により各地域の工事のピーク時を明らかにし、当該時期に環境測定を実施すること。

日照障害

- 15 計画地の地形特性と複数の建築物の複合影響を考慮した冬至において、隣接する教育施設に及ぶ等時間日影が、1日4時間を超えるべきではないと考える。事業者は、事業計画の決定にあたり可能な限り近隣への日照障害を軽減するよう配慮すること。

電波障害

- 16 周辺地域で何らかの電波障害が発生した際は、事業者は迅速に原因調査を実施し、本事業が影響した結果であると認められる場合は適切に対応を行うこと。

風 害

- 17 風環境の状況については、事業計画地近傍のデータを用いてより精度の高い予測を行い、事業がもたらす風環境の変化に配慮した計画とすること。
- 18 周辺地域で住民から風害について何らかの苦情が発生した際は、事業者は迅速に原因調査を実施し、本事業が影響した結果であると認められる場合は適切に対応を行うこと。

動植物

- 19 既存の緑地等において、防災・安全上や維持管理上必要な整備を行う際には、生物多様性を保全する観点から可能な限り現況の保存に努めること。
- 20 事業計画地から生じる発生土を一部残すことで、在来の草本類の植生回復を促進すること。
- 21 表土の流出防止対策にはネット等を利用し、安易に植物の吹き付け等を行わないこと。
- 22 事業計画地の緑化にあたっては、生態学的な配慮から現地調査により確認された貴重種等が生息できる環境を可能な限り再現すること。
- 23 植栽にあたっては、成木の樹形を考慮して樹種の選定を行うとともに、将来地域のシンボルとなるような樹木の配置についての検討を行うこと。
- 24 保存緑地に近接する開発道路と緑地との間には、管理上支障のない部分において十分な離隔を確保すること。
- 25 照明設備の設置に際しては、昆虫の集光や植物の開花時期への影響を配慮すること。

人と自然との触れ合いの場

- 26 既存の緑地等を保全し利用するにあたっては、人と自然との触れ合いの場を提供す

ることを基本的な目的とし、地域住民の身近な自然空間として位置付けることが望ましい。

- 27 提供公園については、現況の緑豊かな自然空間を生かした街区公園として整備するよう努めること。

景 観

- 28 建築物等の計画は、周辺のまちなみに調和するよう遠景・中景に配慮し、特に近景にあっては圧迫感を避けるため高さを抑える、スリットを設ける、建物配置を検討する等を行い、形態・規模・色彩・素材・デザインなどを配慮した計画を行うこと。
- 29 既設道路、開発道路からの圧迫感を与えないような敷際緑化や建物の壁面後退・壁面緑化を行なうこと。
- 30 現状の緑豊かな丘陵地の地形を出来るだけ残した造成計画とし、周辺住民が建築物等から受ける圧迫感を可能な限り軽減できるような配置計画とすること。また、景観形成地区及び地区計画の指定への参画を行うこと。
- 31 千里丘地域における「大規模開発における景観形成の手引き」を十分考慮した計画を策定すること。

文化財

- 32 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地点において、土地形質の改変を行う場合は、事前に教育委員会をはじめ関係機関と十分協議を行い、法令に従って適切な措置を行うこと。
- 33 提供公園が古墳推定地にあたることから、公園整備に際しては教育委員会をはじめ関係機関と協議の上、必要な調査を行い、古墳と確認された場合には適切な保全及びその活用策を講じること。

廃棄物・発生土

- 34 伐採樹木の再利用にあたっては、付着した昆虫等の拡散防止にも配慮を行うこと。
- 35 工事中に発生する大量のコンクリート塊については、可能な限り事業計画地内で処理を行い場内で再生利用を図ること。

地球環境

- 36 建設機械、工事関係車両については、燃焼効率の優れた二酸化炭素排出量の少ない機種を採用するとともに、環境配慮運転（エコドライブ）を実施するよう、運転手に対して具体的な指導を行うこと。
- 37 壁面緑化や太陽エネルギーの活用等の先進的な環境対策を講じること。
- 38 雨水の循環利用や地域の保水力の一層の向上を図るため、雨水貯留タンクを設置し活用することや緑地の確保に努めること。

その他

交通

- 39 工事関係車両の走行に関して、走行ルート・走行時間帯・走行時の配慮事項等についての環境配慮運転指針を定め、運転者に対してこれを遵守させること。
- 40 工事関連の大型自動車の走行時間帯は、8時から18時の間とし、可能な限り一般交通の集中時間帯を避けること。また、通学路においては通学時間帯を避けること。
- 41 工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用や車両の共同利用を促進する等により通行車両の削減を図ること。
- 42 各工事現場において、コンクリートミキサー車の待機車列が周辺道路に発生しないような対応を明らかにし、環境影響評価書において具体的に記載すること。
- 43 工事関係車両や工事関係者の車両が、周辺道路に違法駐車することがないように、十分な駐車スペースを計画地内に確保すること。
- 44 工事関係車両については、本事業に関連する車両であることを個別に容易に特定できるよう、標識等をフロントに掲示すること。
- 45 運行を予定している貸切バスについては、その頻度や時間帯、ルートを十分に検討するとともに、他の公共交通機関や既存の貸切バスとの利用連携の可能性の検討を行い、通勤時に限らず自家用車利用の削減につながる実効性を持った運行を図ること。
- 46 商業施設に関連する搬出入業者の営業車両が住宅地を通行せず、市道中央環状山田東線方向から進入するよう、商業施設の事業者は当該業者及び個別の運転手に周知徹底を図ること。
- 47 朝の交通量予測の手順を、環境影響評価書において詳細に記載すること。
- 48 供用後の交通量を、事後監視の対象とすること。

排水対策

- 49 事業区域の排水について、浸水・道路冠水状況など下流域の現状を詳細に把握し、その状況に応じた流出抑制施設等について、下水道部をはじめ関係機関と十分協議のうえ適切な安全対策を講じること。

工事中全般

- 50 工事中に発生する苦情に対応する窓口を設置し、寄せられた苦情や問い合わせに対しては誠意をもって迅速かつ的確に対応すること。

供用後全般

- 51 供用後に講ずべき環境の保全のための措置については、重要事項説明書に記載する等、住宅居住者や店舗経営者に周知を図ること。

事後監視全般

- 52 事後監視にあたっては、現況調査を実施した際と同様の地点・期間・頻度・方法により実施することを基本とし、実態を把握するために市がさらに調査が必要であると判断した場合は、その求めに誠実に対応すること。また、市の要請があれば事後監視の実施により得られた結果の中間報告を行うこと。

(付帯意見)

- 53 市は、温室効果ガス排出量削減中間目標を「2020年度を目標年に1990年度比25%削減」としている。この趣旨に沿い、あらゆる環境側面において通常の開発と比較して25%以上の環境負荷の低減を図ることを基本とした環境設計により、環境先進的な開発事業とすること。
- 54 本市では、良好な住環境の形成・保全、安全で快適な都市環境の創造を実現するため、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」を制定し、開発事業を行う際の必要な手続きや基準を定め、土地利用において公共の福祉が実現されることを目指している。事業者は、条例に基づく手続きを行うにあたり、条例の目的及び基本理念を十分に理解し、特段の配慮と誠意を持って協議に臨むこと。